

第224回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和7年6月6日（金）午後1時30分～午後4時30分
- ・開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、酒井美月委員、細田理栄子委員、田川賀子委員、藤井志織委員、宮入賢一郎委員、有田智一委員、柳町晴美委員、丸茂岳人委員、岩崎福久委員代理（関東地方整備局長野国道事務所所長 小田川 豊）
安東 隆委員代理（関東農政局持続的食料システム戦略推進官 滝沢 将史）
- ・欠席委員：大上俊之委員、高瀬達夫委員、今井 敦委員

1 開会

（事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長）

定刻になりましたので、ただいまから第224回長野県都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、長野県都市・まちづくり課の馬場浩司と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議事に先立ちまして、このたび長野県都市計画審議会の委員に御就任をいただきました皆様に、都市・まちづくり課長から委嘱状を交付いたします。なお、大上俊之様、高瀬達夫様、今井敦様につきましては、本日都合により御欠席されておりますので、委嘱状は別途お渡しをいたします。恐れ入りますが、委員の皆様は、本日お配りした当日配布資料1ページの名簿順に順次御起立をお願いいたします。

2 委嘱状交付

（幹事：都市・まちづくり課 増澤課長）

委嘱状交付

（事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長）

続きまして、増澤課長からごあいさつを申し上げます。

（幹事：都市・まちづくり課 増澤課長）

あらためまして皆さん、こんにちは。長野県建設部都市・まちづくり課長の増澤邦彦と申します。長野県を代表いたしましてごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、このたびは公私とも大変御多忙の中、委員の就任につきましてもお引き受けいただき重ねて御礼申し上げます。

さて最近の当審議会の議案の内容を見ますと、既存の都市計画道路の見直しだとかまた中部横断自動車道に関する案件など都市政策にかかわる重要な案件に対しまして、さまざまな御審議、御議論をいただいていたところでございます。最近でございますと、やっぱり少子化、そして人口減少の急速な進行、さらには災害の激甚化、頻発化、これまで経

験したことのない状況に置かれているところでございまして、都市計画におきましてもこれらにしっかりと対応していく必要があると認識しているところでございます。

こうした中、県では社会インフラの最適化やより安全性の高い地域への居住、そして都市機能の集積化等の実現を目指しました、県土のグランドデザイン、この策定に、これからまさしく取り組もうとしているところでございまして、市町村の皆さんとも連携しながら持続可能な魅力あるまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

委員の皆様方には2年間と長期にわたりますけれども、それぞれの専門的なお立場から御審議いただくとともに、御意見や御提言を賜りながら、県の都市計画が地域に即したまちづくり、そういったものに資するように特段の御協力をお願いするところでございます。

結びになります。委員の皆様の御健勝と御多幸、さらには益々の御活躍を御祈念申し上げます。開会にあたってのあいさつとさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。本日は、委員改選後の初めての審議会となります。再任をお受けいただきました方、新たに就任されました方、それぞれの皆様がいらっしゃいますので先ほどの名簿順に事務局からあらためて御紹介を申し上げます。

まず学識経験者といたしまして、池森 梢様です。

(池森委員)

お願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

次に、大上俊之様ですが、本日は御欠席となっております。次に、酒井美月様です。

(酒井委員)

よろしくお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

次に高瀬達夫様ですが、本日は御欠席となっております。続いて細田理栄子様です。

(細田委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

続いて田川賀子様です。

(田川委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)
次に藤井志織様です。

(藤井委員)
よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)
続いて宮入賢一郎様です。

(宮入委員)
よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)
続いて有田智一様です。

(有田委員)
よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)
次に柳町晴美様です。

(柳町委員)
よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)
続きまして市町村長の代表としまして、茅野市長の今井 敦様ですが、本日は御欠席となっております。続きまして県議会議員の丸茂岳人様です。

(丸茂委員)
よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)
続きまして市町村議会の議長の代表ですが、現在御就任いただけるよう手続きを進めております。したがって、本日は市町村議会の議長の代表は出席はございません。
続きまして関係行政機関の職員としまして、国土交通省関東地方整備局長岩崎福久様ですが、本日は代理で関東地方整備局長野国道事務所所長の小田川 豊様です。

(関東地方整備局長野国道事務所 所長 小田川 豊)
よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

次に農林水産省関東農政局長安藤 隆様ですが、本日は代理で関東農政局持続的食料システム戦略推進官滝沢 将史様です。

(関東農政局持続的食料システム戦略推進官 滝沢 将史)

よろしくお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

次に当日配布資料の４ページをご覧ください。会場配置図、座席表でございます。審議会での席順につきましては、本日の委員名簿の順とさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に当審議会の幹事について申し上げます。幹事は長野県都市計画審議会規則第６条第３項の規定により「審議会の所掌事務について、委員を補佐する」と位置づけられておりまして、県庁内の各関係課長が就任しております。本日は壁側に着席しております担当職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして委員の出席状況につきまして御報告いたします。現在御出席いただいております委員は１１名でございます。本日現在の委員総数１５名の半数以上でございますので、長野県附属機関条例第６条第３項の規定により、本審議会は成立いたしました。

３ 会長選出

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

続きまして会長の選出に移りたいと思います。会長選出の進行は長野県建設部都市・まちづくり課の今吉が行います。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課の今吉聡と申します。よろしくお願いいたします。それでは会長が選出されるまでの間、私の方で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

会長の選出にあたりましては、長野県附属機関条例第５条第１項の規定により「委員が互選する」となっており、「その場合は学識経験者から選ぶ」とされています。いかがいたしましょうか。

(宮入委員)

よろしいでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

はい。宮入委員。よろしくお願いいたします。

(宮入委員)

宮入です。提案させていただきたいんですけども、都市計画分野に精通されています、有田先生、いかがかと思しますので提案させていただきます。よろしくお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

ただ今、宮入委員から有田委員を推薦する御発言がございましたが、有田委員にお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」の声あり

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

有田委員さま、お引き受けいただけますでしょうか。

(有田委員)

承りました。よろしくお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございます。有田委員が会長に選出されました。有田会長は会長席に御移動をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

それでは、早速で恐縮ですが、ただいま就任された有田会長からごあいさつをいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

(有田会長)

ただいま会長の職を拝命いたしました、筑波大の有田でございます。よろしくお願いいたします。前任の柳沢会長には個人的に私、長年いろいろ御指導いただいてきた身でございますが、日ごろ都市計画、土地利用、都市開発等を専門に教育、研究をしております。前任の柳沢会長と比べれば、まだ浅学非才の身でございますが、先ほど課長からお話もございましたように、世界、日本、共通かと思いますが、少子化、人口減少、あるいは災害の激甚化に対応して国土、県土をどうつくるか、そういうお話がございましたが、まだ私これから長野県のさまざまな、多様な魅力をこれから学んでいかなきゃいけないと思いますが、皆様と共にこれからの長野県の都市計画行政の発展に少しでも御協力できればと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

4 会長職務代理委員の指名

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

有田会長ありがとうございました。

続きまして長野県附属機関条例第5条第3項の規定により、会長の職務を代理する委員をあらかじめ会長が指名することとなっておりますので、有田会長から職務代理の方を指名していただきたいと思います。

(有田会長)

それでは、条例の規定ということですので、私からは学識経験者の藤井委員に職務代理をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(藤井委員)

謹んでお受けいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。藤井委員よろしくお願いします。

皆様、クールビズということですのでよろしければどうぞ、上着のほうお脱ぎいただければと思います。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に郵送しました資料は5種類でございます。確認をお願いいたします。まず会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1部、調査審議資料集が1部、その他資料集が1部の5種類の資料を事前に郵送しております。

なお、大変申し訳ございませんが、事前に郵送させていただいた資料のうち、次第、調査審議資料集、その他資料集に一部誤記がございます。皆様の机の上に訂正後の資料をお配りしておりますので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。

また、本日お配りしました資料として当日配布資料が1部ございます。

資料の確認につきましては以上でございます。不足などございましたら事務局までお申し付けください。

次に委員の皆様のお手元に設置してありますタブレットについて御説明をいたします。タブレットには、前方のスクリーンと同じ資料をお示ししております。説明者の操作と連動して画面が切り替わりますので、皆様に操作していただく必要はありません。

なお画面に指が触れてしまった場合、説明中の画面が右下に小さく表示されます。再度その小さい画面をタッチしていただきますと説明中の画面に戻ります。何か御使用中に御不明な点がございましたら、事務局の方にお知らせください。

最後に会議運営上のお願いを申し上げます。会場内の委員の皆様が発言を希望される際は事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通して御発言くださるようお願いいたします。

本日は法定審議案件3件につきまして、御審議のほどお願いいたします。

それではこれより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条の規定により「会長等が議長となる」とされておりますので、有田会長に議長をお願いします。

5 議事

(1) 議事録署名委員の指名

(有田議長)

それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。皆様方の御協力をいただきまして審議を慎重かつ効率的に進めさせていただきたいと思いますので、御協力を賜りたく、よろしくお願いいたします。

はじめに議事録署名委員を議長として指名いたします。池森 梢委員及び酒井美月委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に審議会の運営について、事務局から説明をお願いします。

(2) 審議会の運営について

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

はい。それでは当審議会の運営に関し、傍聴に関する事項と、議案採決の方法に関する事項の2点につきまして、事務局から御説明申し上げます。当日配布資料の8ページをご覧ください。長野県都市計画審議会の傍聴に関する事項は、平成22年12月20日に開催した第167回長野県都市計画審議会で決定された長野県都市計画審議会傍聴要領によることになります。お手数ですが1ページ戻っていただいて7ページをご覧ください。県では県の審議会について、審議会等の設置及び運営に関する指針を定めております。本日は関係部分を抜粋しておりますが、第5の規定にありますとおり、審議会は原則公開となります。また(5)の規定のとおり、審議会の議事録も公表されます。8ページにお戻りください。この指針を受けまして、本審議会におきましては、これまでこの傍聴要領を定め、運用をしているところです。2の傍聴の手続きとしまして(1)のとおり、傍聴希望者は会場受付で、氏名及び住所を傍聴者名簿に記入の上、所定の席に着席することとなっております。また3の傍聴者の遵守事項として、(1)から(5)の事項について定めており、これを9ページにある審議会傍聴上の留意事項としまして傍聴者に直接配布し、遵守いただいております。傍聴に関する事項は以上でございます。

続きまして10ページをご覧ください。都市計画審議会における議案採決の方法についてです。お手数ですが、先に11ページをご覧くださいと思います。県が行う都市計画の手続きフローをお示したものです。網掛けの部分が長野県都市計画審議会となります。上段の都市計画決定の手続きの場合でお話しますと、県は事前に公聴会等を開催しまして住民の御意見をお聞きした上で、都市計画の案を作成するとともに作成したその案を③のとおり公告し、2週間の期間を設けて一般の縦覧に供しなければならないと規定されております。ここで当該都市計画の案に関係する住民または利害関係人である方は県の案に対して意見書を提出できると規定されております。意見書はその中身によって賛成、反対、その他意見のいずれかに区分されますが、仮に意見書が提出された場合には、県は④にあります都市計画審議会に都市計画の案を付議する際、この意見書の要旨も併せて提出しなければならないと規定されております。

委員の皆様にはこの意見書もご覧いただいた上で御審議いただくことになります。簡単ではありますが、これが都市計画決定の主な手続きの流れとなります。

10 ページにお戻りいただきたいと思います。先ほどの手続きを踏まえ、最終的に審議会の場で議案を採決いただく際の採決方法をあらかじめ定めたものがこの 10 ページとなります。こちらは令和 3 年 9 月 10 日に開催した第 209 回長野県都市計画審議会で決定されているものです。先ほど申しました反対の意見書が提出された案件や委員から異議があった案件は、傍聴者在席のまま無記名投票により決することとし、それ以外の案件は簡易採決としております。なお、WEB 会議形式にて御出席される委員がいらっしゃる場合は WEB 会議システムの投票機能により、オンラインで投票を行います。傍聴に関する事項、議案採決の方法に関する事項につきましてはこのような取り扱いとさせていただきたいと思います。説明は以上です。

(有田議長)

ありがとうございました。ただいまの御説明に対して、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。特に御意見等なければこの取扱いに従って審議会を運営してまいりますので、皆様の御協力をお願いします。

(3) 事務報告

(有田議長)

次に事務報告を求めます。事務局から報告をお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課都市計画係 塩川主査)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の塩川 直と申します。よろしくお願いいたします。

まず傍聴者について御報告を申し上げます。本日は傍聴者がおりますので報告をさせていただきます。本日の傍聴者は 1 名でございます。受付にて住所及び氏名を確認し、傍聴上の留意事項を説明して静粛な傍聴をお願いしておりますのでよろしくお願いいたします。

次に前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げます。本日お配りしております当日配付資料の 12 ページをご覧ください。令和 7 年 2 月 4 日に開催しました第 223 回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第 1 号から議第 3 号につきましては記載のとおり告示となっております。以上で事務報告を終わります。

(有田議長)

ありがとうございました。ただいまの事務報告に関し質疑等ございますか。よろしいですか。それでは事務報告は終了といたします。

(4) 議案審議

議第 1 号 長野都市計画道路の変更について

(有田議長)

それでは、これより議案審議に入ります。本日の審議案件は3件でございます。まず長野県から付議がありました、議第1号「長野都市計画道路の変更について」、御説明をお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

はい。長野県都市まちづくり課まちなみ整備係の井出 博文と申します。本議案につきましては長野都市計画になりますので、私の後ろには長野市都市計画課の職員にも同席をいただいております。それでは座って説明をさせていただきます。

議第1号、長野都市計画道路の変更について説明します。議案番号は各ページの下に記載されておりまして、議1-1から1-5ページ、説明資料は議1-6から1-16ページになります。それでは、まず議1-2ページをご覧ください。

本日の変更案は、都市計画道路3・3・5号城北線について、令和6年12月4日付、長野市より都市計画法第15条の2第1項の申し出があり、一部区域を変更するものになります。県としてはこれを尊重し、申し出案のとおり都市計画の変更をすることが妥当と判断し都市計画の手続きを進め、本審議会に付議します。理由について下記へ記載されておりますが、詳細を含めて後ほど説明をさせていただきます。

次にページが飛びますが議1-6ページをご覧ください。今回変更する都市計画道路の概要について説明いたします。本道路は長野市の中心市街地に位置する幹線街路として、昭和33年に当初決定以降、都市の発展に伴う交通需要の拡大等にあわせ、計2回の変更を経て現在の計画になっております。今回の変更は、令和6年10月に長野市が策定公表した第2回都市計画道路の見直し案に基づき、本路線に接続する3・6・21号城山小学校通りの廃止に伴い、図で旗揚げされた不要となる当路線の交差点隅切り部を削除するものです。

次に議1-7ページをご覧ください。まず長野市の都市計画道路の見直し概要について説明いたします。長野都市計画道路は昭和5年に当初の路線が決定され、現在では102路線、総延長約260kmとなっています。昨年度末時点で整備済み延長は約160kmと、整備率は61%にとどまっています。長野都市計画道路の多くは、高度経済成長期に市街地の拡大と交通量の増加を前提に計画されたもので、近年の少子高齢化とそれに伴う人口減少、経済成長の鈍化、整備未着手状態及び建築制限の長期化などの課題から、その必要性に変化が生じている路線区間があります。左、3の経過をご覧ください。長野市ではこのような状況を踏まえ、整備未着手となっているものを対象に、平成16年から第1回目の都市計画道路の見直しに着手し、住民意見を反映した上で、平成25年に第1回都市計画道路見直し方針を策定し、この方針に基づき、平成29年までに関係路線の変更手続きを行いました。その後第1回目の見直しから約10年が経過したことを受け、第2回目の見直しを令和2年から着手し、令和6年10月に第2回都市計画道路見直し案を策定、公表しております。本日付議する案件は長野市が行った第2回見直し案において、廃止候補路線に位置づけられた長野市決定の3・6・21号城山小学校通りの廃止に伴い、接続する長野県決定の3・3・5号城北線が有する隅切り部を削除するものになります。

次に、議 1-8 号をご覧ください。こちらは総括図になります。今回変更する 3・3・5 号城北線は、図面中央に赤く着色した路線となります。長野駅付近にある末広町交差点の約 70m 西隣にある信号のない交差点を起点として北上し、善光寺の西側から北側を経て、JR 北長野駅付近に至る、延長約 5,180m、4 車線、幅員 22m の幹線街路になります。

次に議 1-9 ページをご覧ください。長野都市計画の総括図を拡大したもので、全部で 5 枚に分割したものの 1 枚目になります。今回変更する 3・3・5 号城北線の終点部にあたり、図面左にあります赤色で旗揚げしたのになります。

続きまして議 1-10 ページをご覧ください。議 1-10 と次の議 1-11 は今回の変更内容に関係のない区間のため、説明は省略させていただきます。

続きまして議 1-12 ページをご覧ください。今回変更する箇所を示した図になります。図右上に赤色で旗揚げをしました削除区間、隅切り部が変更審議していただく箇所になりまして、おおむね国立大学法人信州大学と善光寺に挟まれた位置になります。

続きまして議 1-13 ページをご覧ください。今回変更する 3・3・5 号城北線の起点部にあたり、図面右上の赤色で旗揚げしたのになります。続きまして議 1-14 ページをご覧ください。変更箇所を拡大した図になります。桃色が 3・3・5 号城北線、黄色が 3・6・21 号城山小学校通りになっていまして、両都市計画道路の接続部は交差点となります。交差点には、自動車や自転車、歩行者などの安全で円滑な通行等を確保するために、隅切り部を設けております。接続する 3・6・21 号城山小学校通りが廃止となりますと、3・3・5 号城北線が有する交差点の隅切り部も不要となりますので、左上に拡大した図に示した黄色着色部分を、都市計画道路の区域から削除します。

次に議 1-15 ページをご覧ください。今回変更する要因となっています、長野市で手続きを行っている 3・6・21 号城山小学校通りの廃止について説明をさせていただきます。図の中央にある黄色の路線が城山小学校通りで、右が起点、左が終点の延長約 420m、幅員 11m の都市計画道路になります。西側区間と東側区間に旗揚げをしております、まず写真①をご覧ください。本路線の東側区間を写したもので、すでに都市計画決定と同様の幅員で石畳風に整備されております。

次に写真②をご覧ください。西側区間を写したもので、現在は住宅地を通る未整備の狭隘な道路ですが、図中に薄緑色で示した道路が写真③のように 2 車線で整備され、本路線の機能を代替している状況です。

次に議 1-16 ページをご覧ください。資料上段では、3・3・5 号城北線の上位計画等における位置づけを記載しており、長野市都市計画マスタープランにおいて、拠点や市街地への通過交通を排除するバイパス機能を持つ幹線道路に位置づけられています。また資料中段以下には、3・6・21 号城山小学校通りを廃止する必要性を大きく 3 つの観点から整理しております。①と②については繰り返しのようになりますが、城山小学校通りの東側区間が都市計画決定と同様の幅員で整備済みであり、その中央付近で南北に通る善光寺の参道と交差しているため、赤破線の区間が道路交通法の歩行者用道路に規制され、参拝者等の歩行空間となっています。近傍に薄緑色の代替道路もあることから、残った西側区間を整備して、交通をさらに引き込むような整備は必要ないとしたものです。3 目として、交通量推計結果から、城山小学校通りの都市計画決定を廃止しても周辺道路ネットワークへの影響は極めて少ないものとなっています。なお令和 7 年 5 月 19 日に行われた長野市の都

市計画審議会において、3・6・21号城山小学校通りの廃止は妥当と判断されました。

以上を踏まえ、接続道路の廃止に伴う本路線の隅切り部削除は妥当と判断しました。

次に議1-3ページをご覧ください。変更前と変更後の都市計画決定を対比した表です。変更前が上の表となり、変更後が下の表になります。今回の変更は、3・3・5号城北線が有する交差点の隅切り部のみを削除する変更のため、延長、構造、幅員等に変更はありません。なお平成10年に都市計画法施行令の一部を改正する政令及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令が発出され、車線数を定めることが規定されたため、今回の変更にあわせて車線数を新たに決定するものです。

次に議1-4ページをご覧ください。こちらは変更理由書になります。これまでの説明と重複しますので説明は省略させていただきます。

次に議1-5ページをご覧ください。本案件の経緯になりますが、令和6年10月に地元説明会を行い、その後、都市計画法に基づく公聴会を令和7年2月22日に予定しておりましたが公述申し出がなかったため中止となりました。その後令和7年4月11日から4月24日まで、計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、長野市への意見聴取を行いました。令和7年5月21日付で案のとおり異議がない旨の回答をいただいております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(有田議長)

ありがとうございました。ただいま議第1号について御説明いただきました。質疑または御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは私から一つお尋ねしていいですか。

3・3・5号城北線の変更、というところで、この変更理由書のなお書きからのところでございますけれども、この城北線の未整備区間のことについての記載がございますが、変更候補路線と位置づけられているけれども、まだ時間を要するということですが、今のところまだ方向性というのは見通しはまだ確定してないということでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

はい。現在、城北線の整備に関しまして具体的な事業化とかですね、そういった状況にはない状況です。それでこの箇所につきましては国道406号というのが、東西方向に信州大学の前を通っているのですが、そちらから北側が4車線の道路で、善光寺の外側を西側から北側に都市計画決定されておまして、その辺りがちょうど、善光寺城山風致地区に指定されています。そういった歴史景観の保全を図る観点から、その実現に少し課題があると思っております。その辺も含めて今後検討していくような路線になるかなと思っております。

(有田議長)

はい、ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。はいお願いします。

(柳町委員)

柳町です。3・6・21 号の城山小学校通りの廃止に伴っての変更ということなんですが、今後こういった廃止に伴う本当に軽微な変更は、頻発するのでしょうか？それと、そもそも 3・3・5 号城北線自体がどうなるか分からないのに、全部こういった決定をしていかないといけないのも、非常に審議するのも大変だし、こんなに資料を揃えていただいて、本当にちょっとした変更をやっているだけなんですけれども、今後の見通しがお分かりでしたら教えていただけますでしょうか。

(有田議長)

はい。いかがでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

はい。やはり我々もそのような思いが少しありまして、今年度そういったものについて、道路の決定権者、長野県決定の者が決定するのか、市町村の決定権者が決定するのかっていうのを少し統一の方を図らせていただきまして、文書の方で通達をさせていただきました。その結果、基本的には交差する道路に隅切り部が属する場合、起因となる道路の決定権者が交差する道路の区域を削除するという方向で、今後は統一していきたいと思っております。

(柳町委員)

今回のような審議というのはしなくても済むみたいな感じになるということでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

はい、そのようにしたいと思っております。

(柳町委員)

承知しました。ありがとうございます。

(有田議長)

はい。他にはいかがでしょうか？よろしいですか。

よろしければ、採決いたしたいと思います。

議第 1 号については、説明いただきましたように意見書の提出がございませんでしたということで皆様方からも特段の御異議はございませんようですので、簡易採決といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは議第 1 号について、原案どおり決することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(有田議長)

はい、ありがとうございました。異議なしと認めます。よって議第 1 号は原案どおり決定いたしました。

議第 2 号 千曲都市計画道路の変更について

(有田議長)

次に、議第 2 号「千曲都市計画道路の変更について」、説明をお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

それでは引き続き説明をさせていただきます。都市まちづくり課の井出博文です。議第 2 号は千曲都市計画になりますので、私の後ろには千曲市都市計画課の職員に同席をいただいております。それでは説明をさせていただきます。

議第 2 号「千曲都市計画の変更について」説明します。議案は議 2-1 から 2-5 ページ、説明資料は議 2-6 から 2-17 ページ、最後に都市計画決定にかかる意見書の要旨が議 2-18 ページになります。

それではまず議 2-2 ページをご覧ください。本日の変更案については都市計画法第 15 条の 2 第 1 項により、千曲市より令和 6 年 12 月に都市計画案の申し出があり、県としてはこの案を確認した結果、申し出案のとおり都市計画の変更をすることが妥当と判断し、本審議会に付議します。本日付議しております千曲都市計画道路の変更は、3・4・2 号国道線の一部区間において、道路の区域を変更するものになります。次にページが飛びますが議 2-6 ページをご覧ください。

今回変更する都市計画道路の概要について説明いたします。右の図をご覧ください。3・4・2 号国道線は太い赤線で示し旗揚げしたものになり、現在の国道 18 号にあたります。千曲市の中心市街地の打沢交差点を起点に、南の坂城町境に至る延長約 6,610m、幅員 16m、車線数 2 の幹線街路になります。今回の変更箇所は図の右下の坂城町境に近い削除区間隅切り部と旗揚げした位置になります。

次に議 2-7 ページをご覧ください。千曲市の都市計画道路の見直し概要について説明いたします。左中央の 3 経過をご覧ください。市内の都市計画道路は昭和 28 年に旧戸倉上山田都市計画道路として決定され、昭和 40 年に旧更埴都市計画道路として決定されました。その後平成 15 年の市町村合併を経て千曲市となり、平成 18 年に決定されました。その後平成 18 年に千曲都市計画道路に名称が改められました。千曲都市計画道路は昭和 40 年以前に計画された路線が大半を占め、高度経済成長期に市街地の拡大と交通量の増加を前提に計画されたものですが、近年の少子高齢化とそれに伴う人口減少、経済成長の鈍化、整備未着手状態及び建築制限の長期化などの課題から、その必要性に変化が生じています。このような状況を踏まえ、千曲市では整備未着手となっている路線区間を対象に、都市計画道路の見直しに着手し、住民意見を反映した上で平成 23 年に見直し方針を示した第 1 回の千曲市都市計画道路整備プログラムを策定し、翌年の平成 24 年に都市計画法の変更手続きを行いました。その後 1 回目の見直しから約 10 年が経過し、2 回目の見直しについて令和 2 年から着手し、令和 3 年に千曲市都市計画道路プログラムを改訂しました。右図は改訂後の図になりまして、本日付議する案件は右下にあります、茶色線、

線形等変更検討路線に位置づけられた千曲市決定の 3・4・3 号千曲線の終点区間の線形変更に伴い、接続道路となる長野県決定の 3・4・2 号国道線が有する隅切り部を削除するものになります。

次の議 2-8 ページをご覧ください。こちらは総括図になります。先ほどの議 2-6 ページにありました図をさらに拡大したものになります。次に議 2-9 ページをご覧ください。千曲都市計画の総括図を拡大したもので、全部で 5 枚に分割したものの 1 枚目になります。今回変更する、3・4・2 号国道線の起点部にあたり、図面左上から図面右下に向けて赤色で旗揚げしたものになります。

続きまして議 2-10 ページをご覧ください。議 2-10 と次の議 2-11、さらにその次の議 2-12 は今回の変更内容に関係ない区間のため、説明は省略させていただきます。

続きまして議 2-13 ページをご覧ください。今回変更する 3・4・2 号国道線の終点部を示した図になります。右下に削除区間隅切り部と小さく旗揚げした箇所が今回変更を審議いただく区域になりまして、そのページの拡大図で詳細を説明させていただきます。それでは議 2-14 ページをご覧ください。左下にあります拡大図をご覧ください。都市計画道路同士の接続部は交差点になるため、一般的に交差点部には自動車や自転車、歩行者などの安全で円滑な通行等を確保するために隅切り部を設けています。接続する 3・4・3 号千曲線の接続位置が黄色線から濃い赤色線へ変更となったことから、3・4・2 号国道線が有する交差点部の隅切り部が不要となりますので、拡大図に示した三角形の濃い黄色着色部分を都市計画道路の区域から削除します。

次に議 2-15 ページをご覧ください。本日の長野県審議案件である 3・4・2 号国道線の変更要因に当たる、現在千曲市で変更手続きを進めている 3・4・3 号千曲線の説明をします。3・4・3 号千曲線は国道 18 号のバイパス機能を持ち、西側を並行するように計画された道路になります。平成 16 年度より北の旧更埴市、南の旧戸倉町を結ぶ合併支援道路として整備が進められ、旗揚げにもありますが、総合体育館入口交差点から北側が整備済み、南側が未整備区間となっています。

次に議 2-16 ページをご覧ください。議 2-16 と議 2-17 により、3・4・3 号千曲線の変更理由を説明します。まず右図をご覧ください。3・4・2 号国道線、国道 18 号の交通量の変化を表したものになります。図上方にあります緑色点が観測地点となっておりまして、12 時間交通量で昭和 52 年が約 1 万 4,000 台であったものが、平成 6 年では約 2 万 6,000 台、平成 11 年と 17 年、17 年には約 2 万 8000 台と倍増し、慢性的な渋滞が発生していました。しかし令和 3 年は約 1 万 5,000 台まで減少し、現在に至っております。

次に、右図をご覧ください。上方に写真及び④黒矢印があり、この交差点が総合体育館入口交差点になります。また緑色破線の場所には、左下 3 枚からなる写真①に写っています体育館、駐車場、サッカー場やグラウンドなどを備えた総合的な運動公園があります。②の箇所には右写真に写っています、千曲坂城消防組合消防本部があります。③の写真は今回削除する隅切り部の状況を映したものです。今回の千曲市決定の変更は、現在未整備となっている総合体育館入口交差点から国道線までの区間について、線形を変更するものです。図中の黄色線が削除区間、薄い赤色が既決定の区間、濃い赤色が新たに決定する区間を示したものになります。

次に議 2-17 ページをご覧ください。資料上段では 3・4・2 号国道線の上位計画等にお

ける位置づけを記載しており、千曲市都市計画マスタープランにおいて、人・モノ・情報の連携交流ネットワークの形成を図る都市連絡軸に位置づけられた道路とされています。また資料中段以下には、3・4・3号千曲線を変更する必要性を大きく3つの観点から整理しております。①としまして先ほど説明しました千曲坂城消防組合消防本部や物資輸送拠点及び避難所に指定されている戸倉体育館などが整備済みの千曲線と国道18号に直接連結されることにより、災害時でも確実なアクセスが確保された安全性の高い道路と、日常でも利便性が高い道路となります。②としまして、体育館など総合的なスポーツ施設を軸としたまちづくりを担う道路となります。③として、3・4・3号千曲線は慢性的な渋滞が発生していた国道18号のバイパスとしての機能が期待され、南の上田地域から北の長野方面へ向かう車を円滑に分流させるため、Y字型の交差点として都市計画決定されていましたが、先ほど説明したように近年の交通量減少を鑑みて、その機能をバイパスから防災力の強化を図る防災道路として変更を図るものになります。なお令和7年5月13日に行われた千曲市の都市計画審議会において、3・4・3号千曲線の変更は妥当と判断されています。

次に議2-3ページをご覧ください。変更前と変更後の都市計画決定を対比した表になります。通常は変更前が上段、変更後を下段で表示しますが、今回の変更は3・4・2号国道線が有する交差点の隅切り部のみの削除をする変更のため、延長、構造、幅員等に変更はありません。

次に議2-4ページをご覧ください。こちらは変更理由書になります。これまでの説明と重複しますので説明は省略させていただきます。

次に議2-5ページをご覧ください。本案件につきましては令和6年11月に地元説明会を行い、その後都市計画法に基づく公聴会を令和7年3月9日に予定しておりましたが、口述申し出がなかったため中止となりました。その後令和7年4月11日から4月24日まで計画案の縦覧を行ったところ、1件の意見書が提出されましたので議2-18ページを御報告させていただきます。

それでは議2-18ページをご覧ください。都市計画決定にかかる意見書の要旨になります。中央左から意見提出者の住所は千曲市、利害関係人、要旨区分は反対になります。それでは意見の要旨と意見に対する見解を述べます。まず意見の要旨ですが、全部で5つの観点から構成されておりまして、昭和時代の周辺がまだ農地であった段階で、なぜ未来を見据えた都市計画決定計画がなされなかったのか。都市計画道路沿線に建物を建てる際は、その計画に基づき、道幅を十分に確保する等の適切な措置を講じるよう指導すべきなのに、昭和28年から放置していたのは行政の怠慢であり、その不利益を住民に押し付けるのは無責任極まりない行為であり、迷惑である。千曲市都市計画道路整備プログラム改訂版では、3・4・3号千曲線の整備時期は中期(段階的に事業化(おおむね5～15年))に位置づけられているにもかかわらず、事業スケジュールを急いでいるのは、令和10年に開催される国民スポーツ大会に便乗して、同大会で自身の実績をアピールしたい市長の市民の税金を使った見栄である。総合運動公園(戸倉体育館の建替え)の他にも屋代開発や防災拠点道の駅等の大型事業を同時に進めようとしており、基金を取り崩さなければならないほど市の財政が厳しい中で必要のない過去に計画された道路計画を今になって強行するのは愚策であり、私たちの住まいや穏やかな生活を破壊する行為はまちづくりの方向として

間違っている。

最後になりますが、本道路計画は、沿線住民にとって市長による爆撃予告です。本道路計画の整備対象エリアは第一種住居地域であり、住宅の環境を守るための地域と定義されている。栗佐北交差点付近を起点とした3・4・3号千曲線の終点は3・4・4号万葉線につき当たる「総合体育館入口」交差点付近にしてほしい。万葉線を東に行けば国道18号へつながるし、西へ向かえば上山田温泉へ行くことができる。千曲線と万葉線は現状のままでも幹線街路としての機能を十分果たしている。要旨については以上になります。

これに対しまして、意見に対する長野県の見解を述べさせていただきます。まず前提としまして、都市計画法第15条に基づき、都市計画を定めるものは以下のとおりです。都市計画道路3・4・3号千曲線（以下、千曲線という。）は千曲市になります。都市計画道路3・4・2号国道線、以下国道線といいますが、こちらは長野県になります。御意見のありました千曲線と、今回国道線の一部削除を行う箇所は一体のものであるため、千曲線を含めた長野県としての見解を述べます。なお千曲線の総合体育館入口交差点より南側（以下、当該区間という。）の都市計画変更案については、令和7年5月13日開催の千曲市都市計画審議会において承認されました。千曲線は旧戸倉上山田都市計画として、昭和28年に12路線のうちの1路線として決定され、時代の変化にあわせた幾度かの変更を行っています。当時は高度経済成長期の始まりで、人口増加による都市の拡大と急激な車社会の到来に伴い、渋滞する国道18号に並行するバイパスとして、その整備効果が期待されました。特に上田地域から長野市へ向かう車を円滑に分流させるため、Y字型の交差点形状となる線形で決定され現在に至ります。これまで千曲市は都市計画決定に基づき、千曲線の一部起点付近を除き、総合体育館入口交差点から北側を令和2年度までに整備完了させました。また現在を都市計画決定当時と比較すると、上信越自動車道と北陸新幹線の開通や千曲川対岸の坂城更埴バイパスの一部開通などの整備が順次進んだことによって、交通の分散が図られ、国道18号の渋滞は当時に比べて大きく減少しました。これにより残る当該区間については、高度経済成長期の社会情勢を前提とした国道18号のバイパス機能から指定緊急避難場所兼指定避難場所であり物資輸送拠点も兼ねる戸倉体育館や千曲坂城消防組合消防本部が災害時に遮断されることなく、確実なアクセスを確保できる防災道路としての機能に変更するものと千曲市より理由の説明を受けています。建築の制限については昭和28年に当初決定されて以降、今日まで、都市計画法第53条に基づき、3階以上の建物等を規制するなど建築許可の制限を行っています。また御指摘のとおり千曲線は、令和2年度に策定された千曲市都市計画道路プログラム(改訂版)において、優先整備路線(中期(おおむね5～15年))に位置づけられており、順次事業化を行う路線となっています。そして優先整備路線(短期)に位置づけられている優先度の高い2路線についてはすでに完成に向けて事業中であるため、その計画に従って次期整備として千曲市の残る当該区間に着手するものと説明を受けています。

議2-5 ページを再度ご覧ください。本案件について千曲市都市計画法第18条第1項に基づく意見聴取を行ったところ、令和7年5月16日付で、案のとおり異議がない旨回答いただいております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(有田議長)

ただいま議第2号について御説明いただきました。質疑または御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか？よろしいですか。

この案件については資料2-6でご覧いただいておりますように、意見書が提出されているところですが、この内容はすでに千曲市の方で決定されている内容について再度確認されるような趣旨というふうに理解していいですか、これ。

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

はい、そのとおりでございます。

(有田議長)

それに対する県の御見解というのは、千曲市がこのように判断されているというところを確認していただいているという内容になっておりますが、特に県の方ではそれで妥当だとお考えになっている、という理解でよろしいですかね。

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

そうですね、今回こちらの見解を述べさせてもらったとおり論点が整理されておりますので問題がないと判断しております。

(有田議長)

ちなみに過去20年間でかなり通行台数が減ったということで、ここに多少書いてあるんですが、一応その背景をよろしければ御紹介いただきたいんですが。この交通量の経緯があって、最初は1977年、昭和52年の話があって、あと90年代前後で細かくあるんですが、最後、令和3年から、これはでも、令和3年のデータですから、令和3年ってもう。令和3年と平成17年で、平成17年ってもう20年ぐらい前ですね。過去20年間でだいぶ減少しているってことですかね。どのように分析されているのか一応教えていただいでいいですか。

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

先ほどの意見に対する見解の方でも少し触れさせていただきましたが、主にはその要因は上信越自動車道の開通と北陸新幹線の開通、それとその後、千曲市で整備をしてきました、こちらの今回変更する千曲線の拡幅改良が大きな要因ではないかと判断しております。

(有田議長)

この計画変更されて、市の方では事業の進捗スケジュール、大体どのくらいで想定されるでしょうか。事業期間。

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

では千曲市さんが今日おられていますので、代わりにお答えさせていただきます。

(千曲市都市計画課 越係長)

千曲市都市計画課越といいます。よろしくお願いいたしますと思います。

今、会長の方からの御質問のあった事業のスケジュールについてなんですが、昨年度から地元への説明会、都市計画変更にあわせて、取り付け道路ですとかその実施設計に伴う細かな説明会も実施しております。今後これで地権者等への交渉ですとか、用地測量を踏まえまして、説明にもあったんですけど、令和10年に国民スポーツ大会はあるんですが、これはあくまできっかけということで、これで事業化しまして、国民スポーツ大会を踏まえて、5年から7年ぐらいになるかと思うんですけども、ちょっと皆様の御協力が必要にはなるんですが、順次事業を進めていきたいと考えております。

まだ供用、いつまでということは決定はしていないんですが、そのようなスケジュールで今進めてはおります。

(有田議長)

ありがとうございました。ほか、御質問等ございますか。はいお願いします。

(宮入委員)

宮入です。よろしくお願いします。議2-17のところに、変更の妥当性という中に、③番の今お話ありましたバイパス機能から防災力の強化を図る防災道路、こういう機能の変更になったという記載がございます。御説明の内容はとてもよく分かったんですが、一つ今後の要望になるかもしれないんですけども、前のページの議2-16、今お話があったところの交通量の変化といった資料については、しっかりと提示していただいておりますので、できましたら今回防災力の強化を図る防災道路としての役割って、結構大きな判断を千曲市の審議会の方でもしっかりと議論されたんじゃないかなというふうに思っていますけれども、できましたらそういった防災局、もしくは防災ネットワークみたいな資料もいただけるとより確認しやすかったかなというふうに思います。市の方で十分審議されているので、特別異論があるわけではありませんが、資料整備ということで今回のような場合、交通量と併せて防災力に関する防災ネットワークなどの資料があったらよかったかなというふうに思いましたので今後も参考にさせていただきたいと思います。以上です。

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

はい。承知いたしました。

(有田議長)

はい。その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(柳町委員)

意見書の御意見についてですけれども、国道に関しては長野県が審議するんですが、この御意見はどちらかというと3・4・3千曲線の変更について反対されています。それについては、長野県の審議会がどうこう言えるというものではないという理解でよろしいで

しょうか？

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

はい。

(柳町委員)

はい、分かりました。それからもう一つ、先ほどの交通量のところなんです、令和3年ってコロナの途中ですよ。だから、現在測ったらまた増えているということはないんでしょうか？

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

令和3年センサスのデータになるんですが、その前のセンサスでも、おおむね同じような数字になっておりますので、こういった傾向、大きな減少というのはこの令和3年より前にもう生じているような理解でおります。

(柳町委員)

その後のデータはないんですか。

(事務局：都市・まちづくり課まちなみ整備係 井出課長補佐兼係長)

はい。連続5年に一度のものになりますので、今年測定いたします。

(柳町委員)

分かりました。

(有田議長)

よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。

はい。もうすでに市決定済みですので、それを前提にすれば、この隅切り削除というのはあまり、特段御異議が出るようなものではないと思いますが、この議第2号については意見書が提出されておりますので、お手元にあります「都市計画審議会における議案採決の方法について」のとおり、無記名投票による採決ということでございます。

それでは、これから事務局が投票用紙を配布していただけるということで、原案に賛成は○、原案に反対は×を記入してください。その後で、事務局が投票箱により回収し、速やかに開票します。事務局の方で御準備いただけたらと思います。

(開票作業)

(有田議長)

それでは投票の結果を発表いたします。賛成が10票、反対が0票ということでございますので、議第2号につきましては、提案どおりの決定とさせていただきます。

議第 3 号 須坂都市計画区域区分の変更について

(有田議長)

次に、議第 3 号「須坂都市計画区域区分の変更について」御説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課の今吉と申します。私の方から議第 3 号須坂都市計画区域区分の変更について御説明を申し上げます。前回の調査審議と同じ説明をまずさせていただきます。よろしくお願いいたします。なお本日、須坂市の職員につきましても同席をさせていただいております。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の議 3-3 ページをご覧ください。区域区分の変更理由書でございます。今回の区域区分の変更は、工業出荷額から算出される工業系市街地拡大需要面積の一部を須坂長野東インターチェンジ周辺第 2 地区及び五閑地区に編入し、卸小売販売額から算出される商業系市街地拡大需要面積の一部を、須坂長野東インターチェンジ周辺第 2 地区に編入するものです。

続いて議 3-4 ページをご覧ください。須坂長野東インターチェンジ周辺第 2 地区については民間企業による開発事業が具体化され、計画的な市街地整備が行われることが確実となったため、また五閑地区は民間企業によりすでに開発事業が行われ、市街地整備が図られているため、市街化区域への編入を行うものです。

編入予定位置について御説明いたします。議 3-5 ページの須坂都市計画区域区分の変更総括図をご覧ください。今回の編入予定の須坂長野東インターチェンジ周辺第 2 地区と五閑地区を赤枠で示しています。須坂長野東インターチェンジ周辺第 2 地区は、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジの近傍であり、国道 403 号並びに主要地方道長野須坂インター線に面する地区で市街化区域の工業地域に隣接した交通利便性が高い地区です。また五閑地区は須坂市の西部に位置し、長野電鉄長野線村山駅東方約 300m、幹線道路の国道 406 号から約 200m の地点にある市街化区域の準工業地域に隣接した地区であります。

次に周辺状況について御説明いたします。まずは須坂長野東インターチェンジ周辺第 2 地区について御説明いたします。議 3-6 ページの計画図をご覧ください。須坂長野東インターチェンジ周辺第 2 地区は赤枠で囲まれた約 62.8 ヘクタールの区域となります。次に議 3-7 ページをご覧ください。編入する区域の想定用途図です。用途地域は主要地方道長野須坂インター線の南側及び隣接工業地域の北側の区域については工業地域、その間の隣接工業地域の西側の区域は商業地域とする計画です。区域拡大に伴う工場及び商業施設等の整備計画については、全ての区画について事業者が決まっております、開発許可済みとなっております。

続いて周辺状況について、議 3-8 ページの航空写真をご覧ください。これは令和 4 年に撮影されたもので、主要地方道長野須坂インター線の北側の区域について、地域未来投資促進法の活用と併せて地区計画を定め、農地転用許可及び開発許可が行われ、事務所やホテルなどの一部がすでに供用開始しています。

続いて五閑地区について御説明いたします。議 3-9 ページの計画図をご覧ください。五閑地区は、赤枠で囲まれた約 4.5 ヘクタールの区域で、地区内は地区計画を活用して、工場や物流施設等が一致したエリアとなっております。次に編入する区域の用途地域の計画状況について議 3-10 ページの想定用途図をご覧ください。先ほど御説明したとおり、すでに地区内は開発済みであるため、区域拡大に伴う新たな工場等の整備計画はございません。用途地域は現況にあわせて全て工業地域とする計画です。

次の議 3-11 ページの航空写真をご覧ください。すでに開発が行われており、周辺地域についても市街化が進んでいる状況が確認できるかと思います。

続いて計画の妥当性について御説明いたします。議 3-12 ページをご覧ください。まずは須坂長野東インターチェンジ周辺第 2 地区について御説明いたします。当該地区は都市計画運用指針の B 区域区分 1、市街化区域（3）、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域の新市街地に該当し、新市街地は市街地の発展の動向、当該区域の地形、自然条件及び交通条件を配慮し、かつ都市施設を効果的に配置し整備することができるように定めることが望ましいとされています。また次に掲げるような計画的な開発の見通しのある区域を主体として、いたずらに広く定めないことが望ましいとされ、そのうちの c、e が該当いたします。c は、民間開発事業者による計画開発事業が用地取得が確実であること等によりその実施が確実であり、かつ開発計画の内容が関係公共団体と調整を了とする等により、都市の健全な発展と宅地の実供給に資するものであると認められる区域とされ、当該地区は民間開発事業者による計画開発事業が実施中であることからこれらに該当します。e はその他都市施設の整備状況、周辺の土地利用の状況等から見て地区計画を定める等により、地区施設等の適正な整備が行われ、計画的な市街化が確実と見込まれる区域とされ、当該地区は一部を除き、地区計画が定められ、計画的な市街化が確実であることから、該当いたします。また第 7 回区域区分見直し方針との整合については（1）市街化調整区域から市街化区域への編入基準（新たな飛地を除く。）の項目の④に、地区計画により計画的な市街化が確実になされると見込まれる区域で、地区計画について区域区分の確定までに関係機関との協議が完了しており、都市計画決定できるもの、との記載があり、これらに該当しております。

続いて五閑地区について御説明いたします。議 3-13 ページをご覧ください。当該地区は、都市計画運用指針の B 区域区分、1 市街化区域、（2）すでに市街地を形成している区域の既成市街地に該当し、すでに市街地を形成している区域として、市街化区域に編入する区域は、令第 8 条第 1 項第 1 号及び規則第 8 条の規定に適合する必要があるとされています。令第 8 条第 1 項第 1 号では、すでに市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は相当の人口及び人口密度を有する市街地、その他の既成市街地として国土交通省令で定めるもの、並びにこれに接続して、現に市街化しつつある土地の区域とすることとされ、そのうちの相当の人口及び人口密度を有する市街地その他の既成市街地として、国土交通省令で定めるものに該当します。この中の国土交通省令で定めるものとして規則第 8 条において、前号の土地の区域に接続する土地の区域で 50 ヘクタール以下の、おおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における建築物の敷地、その他これに類するものの面積の合計が、当該区域の面積の 3 分の 1 以上であるものとされ、当該地区は前号の土地の区域に接続する土地に当たることであることからこれらに該当します。県

の見直し方針との整合については先ほどと同様の（１）の④に加え、⑤開発許可で整備され、すでに市街地を形成している土地の区域にも該当しております。ここまでは前回説明させていただいた内容とおおむね同じ内容となります。

続きまして前回、国との事前協議中ということもあり、御説明できなかった内容となりますが、変更理由書に記載のあります、市街地拡大需要面積の考え方について御説明いたします。議 3-14 ページをご覧ください。まず①の部分として、平成 27 年を基準年として、過年度の工業出荷額や卸小売販売額の実績データをもとに、10 年後の令和 7 年度の値を想定します。これらは都市計画区域マスタープランに産業の規模として基準年と 10 年後の将来の希望としてそれぞれ記載のあるものです。この 10 年後の将来の値の①が、基準年である平成 27 年の工業出荷額や卸小売販売額の②からどれだけ増加するかを求め、これを③に示すように産業フレームと呼びます。この増加する出荷販売額、産業フレーム分を生産するために計算上どれだけの産業用地が必要かを、過年度の出荷販売額の実績値と産業用地の平均から④の敷地生産性を求め、⑤の産業用地需要、産業用地の不足面積ネットを算出します。この数値は純粋に産業用地だけの値となるため、この値に道路や公園などの公共用地として必要な面積などを考慮し、⑥として必要な補正を行い、最終的に⑦の市街地拡大需要面積を算出しております。これらの算出の流れは、工業及び商業について全体の考え方はおおむね同様で、この算出方法により関東地方整備局との事前協議を行いました承を得ております。

続いて前回において御指摘のありました交通対策の考え方について御説明いたします。議 3-15 ページをご覧ください。交通対策につきましましては開発による交通量の増大に対応するため、須坂市が令和元年度に交通量調査及び想定される交通量をもとに交通解析を行い、長野県及び長野県警との協議を重ね、協議に基づき整備が必要な道路を地区計画に位置づけ、県道村山綿内停車場線のバイパスとなる新アクセス道路など、地域住民からの要望も踏まえて整備することとしました。この協議及び地区計画に基づき、須坂市が主体となり、令和 2 年度から図に示す緑の箇所の工事に着手して昨年度完了しております。

続いて多くの集客が見込まれる観光集客施設への動線については、施設に入る動線について赤色、施設から出る動線については黄色で示しております。主要動線である主要地方道長野須坂インター線、図の左側から右側に向かう長野市からの来客については、常時左折専用車線を新たに整備し、新アクセス道路に誘導することで、主要動線における滞留の抑制を考えております。また、須坂長野東インターチェンジからの来客についても、交通量の多い長野須坂インター線に流すことなく、市道に誘導し、メイン入口から入場するようにすることで、市道の延長を長くとり、高速道路側での滞留を最小限とする計画としております。そのほか観光集客施設内に路線バスの停留所を設置し、3 路線のルートに位置付けることで自家用車での来客者の抑制にも努めております。また今年の秋に予定されている観光集客施設の開業時には、一時的な渋滞の可能性が予測されることから、昨年 11 月から交通検討会議を定期的に開催し、生活道路や通学路の交通安全対策を含め、渋滞対策案の検討を行っております。道路整備などハード施設は完了しておりますが、ソフト対策として開店日の分散や誘導看板の設置、路線バスの乗り入れを予定しているほか、信号機の現地調整についても長野県警と協議を行っております。交通検討会議には、須坂市のほか、長野県須坂建設事務所、長野県警、NEXCO 東日本、長電バス株式会社、各立地

企業と開発事業者において長野須坂インター線の慢性的な渋滞や生活道路への通過交通の流入などを防ぐための対策について、さまざまな視点から検討しております。

今御説明したように、さまざまな対策は行っておりますが、開業後は渋滞等の発生が懸念されることも確かでございます。今後においても引き続き交通状況を検証しながら必要な対策を行ってまいります。

続いてこちらでも前回において御意見がありました、地区計画を策定した段階での長野県の考え方について御説明いたします。須坂長野東インターチェンジ周辺第2地区は、地域未来投資促進法を用いて開発を行っており、その中で当該地区は観光、スポーツ、文化、まちづくり分野に位置づけ、観光集客施設用地として開発を進めることとされておりました。地域未来投資促進法は地域の成長を牽引する地域経済牽引事業を促進するものであり、地域の成長機会を逃さないよう、土地利用転換手続きの迅速化が可能とされております。長野県では市街化調整区域の地区計画に関する協議、同意の観点において、市街化調整区域における地区計画の基本的な考え方を示しており、市街化調整区域における地区計画は地域振興や地域課題解決に寄与する場合を原則としており、類型別に対象地域を整理しております。議3-16ページをご覧ください。この中で類型別対象地域は、ご覧のように住居系4つ、非住居系4つの計8つに分類しており、今回の案件については地域未来投資促進法における考え方について、須坂市マスタープランなどに地域の活性化を牽引する拠点として当該地区が位置づけられており、こちらの下段にございます地域振興型（大規模開発型）の、特に赤字で記載の内容と合致していることと整理をしております。

最後に都市計画の策定の経緯について御説明いたします。議3-17ページをご覧ください。これまでの区域区分の変更の手続きについては記載のとおりでございますが、前回の都市計画審議会以降、関東地方整備局より令和7年2月28日に事前協議の回答があり、そのうち須坂市の意見聴取を3月17日に行いました。また計画案の縦覧を4月8日から4月21日にかけて行い、これに関する意見書の提出はありません。その後4月25日に須坂市から案のとおり異議なしの旨回答を得ております。このため今回御審議いただき、問題がないようでしたら本審議会後、国土交通大臣への協議を速やかに行い、回答をいただいた後、その他の関連する須坂市決定の都市計画の変更とともに、7月下旬を目途に都市計画の変更手続きを完了させる予定でございます。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

（有田議長）

はい。ありがとうございました。ただいま議第3号について御説明いただきました。是非、御意見等ございましたら、お願いいたします。はい、お願いします。

（宮入委員）

宮入です。よろしくお願いします。前回の調査審議の中での意見についてもまとめていただいたので、とても背景についてはよく納得できる、理解ができるものだったんですけども。いずれにしても開発が済んでいるとか、あるいは許可済みでもすでに工事がここまで来ているという状況には変わらないと思うんですけども、何かあらかじめこういった県の審議会にかけるのであれば、事前に意見を聞くような機会があった方がいいんでは

ないか。ここまで長くかかってしまわず、もう少し早めにできなかったか、という点についての回答がありましたらお願いしたいと思います。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

はい。前回の審議会のときにも少し回答させていただきましたが、このような大きな区域の変更につきましては、事前に関係する市町村とも調整の上、早い段階でこうした本審議会で御意見を伺うかたちをとっていきたいと考えております。いきなりこういったかたちで御審議いただくのではなくて、早めに情報をお伝えしながら進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

（宮入委員）

はい。これまでのこの審議会でも、例えば県の道路事業とかですね、そういったものを早めに現地の見学させてもらったりとか、いろいろと重要な面につきましては早めに情報提供いただいて、あらかじめ皆さんの御意見をいただくというような機会がよくなされているなど感じていたものですから、市町村が計画する、こういった地区計画関連の問題であっても、ちょっと大型のものはそんな感じできめ細かく対応していただけるといいかな、そのように感じましたのでよろしくお願いいたします。以上です。

（有田議長）

はい。そのほかいかがでしょうか？はい。お願いします。

（田川委員）

田川と申します。よろしくお願いいたします。すみません。交通対策のことでちょっと伺いたいことがありまして。この秋に、観光集客施設オープンという、リリースも出ているんですけど、立地される場所が須坂市と長野市のちょうど境目ぐらいにあたるもので、この交通対策を、何か須坂市側だけ見てやってるような気がするんですけど、長野市の方からの流入というか、もう若穂地区がすぐ隣接してますし、屋島橋越えればすぐ長野市ということで、何か長野市側とのそういった協議といいますか、長野市側の道路の何か整備みたいなものというのは全然検討はされていないんでしょうか？

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

須坂市さん主体で交通の方の検討をしてくれておりますので、須坂市さんの方で答えさせていただけたらと思います。

（須坂市まちづくり課 神林課長補佐）

須坂市役所まちづくり課の神林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今御質問をいただきました件につきましては、交通の関係、交通量調査から交通量推計等を行いながら当初の段階から長野市さんとも情報共有をさせていただきながら、これまで進めてきております。想定される長野市さん側からの交通量についても、しっかり検討しながら進めてきておまして、必要なソフト対策については今後開業に向けてしっかりと整理

をしながら対応していきたいと考えております。また今後も状況等を随時長野さんへもしっかりと共有しながら必要な対策をとっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(有田議長)

ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(酒井委員)

議題のところで、本質的な話じゃないんですけど、議 3-15 のところに書いていただいている交通の整備のところの矢印の中に、1 か所だけ赤と黄色の、赤が入っているんで黄色が出ていくと伺っていたはずなんですけど、1 か所だけ黄色が入って赤が出ている、みたいな場所があって。ただのミスならそれでいいんですけど、さっき言った長野市側からのとか、そういったのもこの部分だけでは、やっぱり不安になるというのは確かなので、ここに見えないところからの部分があって、このように整理されていますというのが分かるようにというのと、説明をしていただいているものの中にこういうのがあると大丈夫かなって言うようになってしまったので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

はい。申し訳ございません。こちらについては間違いでございまして赤と黄色が逆になっております。申し訳ございませんでした。

(有田議長)

ほかはいかがでしょうか。

すいません、私の方からも少しよろしいでしょうか。先ほど宮入委員からも御指摘あったように、前回調査審議していただいている、いろいろ御議論があったかと思うんですが、前回、宮入委員も御指摘があったんですけども、あと今、話題もありましたけども、前回、調整ということと言うと隣接の長野市等との調整ってのはどのようになっているか、という御指摘があったと思うんですが、それに対して事務局の方では隣接する長野市、小布施町の意見を聞きながら進めていきたい、という御回答があったんですが、具体的に長野市さん小布施町さんとの調整の結果として、どういう御意見が出て、それでどのような調整結果になったのかというところで具体的な内容を教えてください。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

はい。昨年10月に長野市さんと小布施町さんからも意見の方をお聞きしまして、小布施町さんからは特段なかったんですが、長野市さんの方からは、いくつか出ておりました。この計画に対しての具体的なものについては、なかったんですが。

(有田議長)

これ2月の審議会の話です、今私が伺っているのは。前回の議事録で、両市町の御意見を聞きながら進めていきたい、っていう意味でおっしゃられていたので、先ほど市町意

見調整のスケジュールが3月4月と御説明あったんですが、その前後で、長野市さん小布施町さんと何か調整がなされていたのかというのを、一応触れさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

審議会後、須坂市では当然意見照会もしているんですが、長野市と小布施町には、それ以後の意見聴取をしておらず、それ以前に、しております。

（有田議長）

この事案の性格上は当然こちらとの影響との関係ってというのは、常に今議論になっていて前回宮入委員も御懸念を示された、ということだと思うので、それに対してどういう手続きをされてどういうふうなご判断されたのかなということを伺いたいと思ってお尋ねした次第です。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

手続き的には須坂市だけで意見を聞くんですが、その以前に長野市さんと小布施町からも意見を聞いていましたので、その意見を計画案に反映しているというかたちになります。

（有田議長）

次なんですが、やはり前回の議事で、前回、柳沢会長から、地区計画は市町村決定ということで、市町村決定だけでも、県として協議して了解するっていう場合はこういう考え方なんだということについて次回御説明いただきたいという、何か宿題を出されていたようで、それは先ほど御説明いただいたような表になるのでしょうか、これは。どう理解したらよろしいでしょうか。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

市街化調整区域の中の地区計画、これにつきましては市町村の決定にはなるんですが、県の方に協議というかたちで上がっていきます。そのときに県の方から回答する上での考え方というものを整理しておりまして、それが典型的に示したものが先ほどの表になります。その中の一番下のところに今回の区域区分の地区計画については該当しているということで判断させていただいております。

（有田議長）

そういう意味では、調整区域で市町村決定で地区計画があって、その場合に県としては事前にどういうふうに協議してどう了解したかっていう手続きがこれからは分かるはずだと思うので、そのときに調整区域の地区計画、市町村決定したものについて、ゆくゆくは、県としては、市街化区域に編入する想定で、という前提で協議して了解されるということになるんですね。そうすると、そのときに前回いろいろ委員の皆様から御指摘があったのは、だからそのタイミングで後追いの的に市街化区域に編入して、後追いの的にここ

で議論してるという格好がどうなのか、という御指摘があったということだったということだと思うんですけど、その点については何か今後どんな審議のスケジュール、順番になるのがよいかと整理されたかっていうのを念のために伺いたいです。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

地区計画の中でも小規模で今の環境を守っていくというような地区計画もあるんですがそういったのと今回のような大規模なものもあるということで、そういった大きなものについては将来的に区域区分の中に入れていくと、そういったことを考えている市町村とも調整が必要ですが、そういったことを考えているケースについては早めにこういった審議会の中で、情報の方も共有させてもらいたいというように考えております。

（有田議長）

もう1点、今回のケースで田川委員からその交通の件に関して、当然長野市さんの方にも影響が及ぶだろうという話での御質問があったと思うんですが、それに対して具体的な対策は、具体的には須坂市さんの方でやられていて、それで長野市さんの方への影響はカバーできるだろうということについて長野市さんの方に御説明をされていて、了解されてるっていうそういう理解でよろしいですか。先ほどのご質問、対策を長野市さん側でも自主的にやらなくちゃいけないんじゃないかという御質問だと、そういう趣旨に私は聞いたんですけども、それに対して須坂市さんの方だけでやってるという、そういう御回答だったので。長野市さんの方では特にやる必要はないというように長野市さんは御判断されているという、そういうことかという、一応確認だったんですけども。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

検討につきましては、須坂市も長野市も当然入ったかたちで調整等はしているということで必要に応じて長野市の方もやっていくと、必要なものをやっていくという認識でおられる、ということでございます。

（有田議長）

最後にすみません。今回、国との協議が終わったということですが、今回の拡大については人口フレームではなくてこの産業フレームで検討されたということで、その考え方をお示しいただいてるんですけども、この考え方のベースっていうのはこの周辺で順調に産業出荷額というか、工業出荷額は伸びていくトレンドを計算して、そうするとそれだけ必要になるっていう、そういうお考え方ということでよろしいですか。今回見た目はこの観光集客施設といっている大規模商業集客施設が急に増えるというかたちで、もちろん面積は別として、実際その金額も増えるんですけど、なんか過去の、何ていうか、平均的なトレンドがそのまま延長線上でいくっていう、そういうパターンとはまたちょっと違うものかなと思いますし、そもそも地域未来を使っているということで、地域未来を適用するという自体、過去のトレンドとは違う、何か意図的に、そういうインパクトを与えたいなという政策的な判断でやられているということだったと思うんですけど、その考え方としてはこれで、国とどういう議論されたのかなっていうことをお伺いしたいと思いま

す。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

はい。今回先ほども御説明しましたが、これまでの伸び方といいますか、トレンドと
いいますか、そういったものを加味したかたちで産業フレームが取れると。その中に今回
の必要な面積が当てはまるということで国の方とも協議して整理してきております。

（有田議長）

ありがとうございました。ほかに何かございますか。お願いします。

（宮入委員）

宮入です。今、有田会長の方で掘り下げていただいたんで、一つ具体的に伺えたらと
思うんですが、先ほどの御回答の中で地区計画が県への事前協議があるので、そのタイミ
ングとおっしゃったのですが、今回の場合今映っている議 3-15 の中の上の方に、計画期
間、整備期間ということで具体的に年度が出ているのですが、この件に関しては、どのタ
イミングで県の方に事前協議があったというふうに理解してよろしいでしょうか。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

この地区計画の県との協議というものが、令和元年 12 月に県への事前協議というかた
ちになってきております。

（宮入委員）

ありがとうございます。確かにそういうタイミングのときに何か情報提供いただい
て、意見交換ができるとだいぶよかったかなというように感じましたんで、是非そういう
タイミングを見ていただければありがたいなと思いました。特に今も会長の方からもあり
ましたように、産業とか商業とかのフレームの話をするのであれば、やっぱりコンパクト
シティとかを目指しておきつつもやっぱり郊外型に移行しなきゃいけない。フレーム自体
の、何か根拠の部分、的確さの部分とかについても御意見を伺いたかったと思うんです
が、今回のようなかたちで、追認型になっちゃうとそういった議論もないまま終わってし
まいますので、是非やはり早いタイミングがありがたいなと、そんなように思いました。
ありがとうございます。

（有田議長）

よろしいですか。何か。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

すみません、先ほど交通対策の関係ですね。長野市側と一緒に調整して必要な対策を
行っていくという発言をしたんですが、今のところ長野市の方では特段考えてるものはな
いということで、訂正しておきます。

(有田議長)

はい、分かりました。ほか、よろしいでしょうか。どうぞ。

(池森委員)

すみません。池森です。ちょっと交通対策、今後についてなんですけれども、現時点では最大限検討しているということなんです、今後おそらく、今でも村山橋のところがちよっと渋滞気味に、これの整備にかかわらず国道の架け替えとか、信号の絡みなのか、ちよっと渋滞気味になっているっていうふうに感じているので、今後きめ細かにというか、もうちよっと間隔を縮めて交通調査をして、この駐車場の入口だとか、やれる整備をやる体制を今から整えていただきたいなと思うんですけど。そういったものも計画されているのか、それも含めてちよっとお聞きしたいなと思いました。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

須坂市の方で回答いたします。

(須坂市まちづくり課 神林課長補佐)

須坂市の神林でございます。今回の開発に伴う交通量の関係につきましては交通検討会議を開催しておりますので、開業後も必要に応じて検討会議を開催をしていきたいというように思っております。それから、その他の既存の、既存というか元々交通量が多いような道路ですとか、交差点ですとか、というところに関しましては、長野県須坂建設事務所さんとも連携をしながら必要な対策を講じていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(池森委員)

ありがとうございます。要望としては、関係する長野市さんと小布施町さんとか、周辺の市町村と是非一緒に合同でその会議を行っていただきたいなと思いますので、またちよっと、その事後報告というか、審議会に入れていただくと確かにありがたいと思います。お願いします。

(有田議長)

いかがでしょうか。よろしいですか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございます。そのようなかたちで検討をしていきたいと思っております。

(有田議長)

そのほかいかがでしょうか。

すみません、私の方から。最後ですけど。やはり今回、産業フレームの考え方でこれを整理しなきゃいけなかったという感じがするんですけど、国の方でも御了解ということでもいいんですが、もちろん過去のトレンドの延長線上でこれだけ増えていくものだってい

うような説明も通るかもしれませんが、地域未来のような枠組みを使っていくということであれば、むしろその過去のトレンド、延長線上以上の何か地域へのプラスのインパクトをあえて入れていくんだ、という可能性もこれからあるかと思うので、そういう場合に過去のトレンドでいったらこれしか増やせないというんじゃないくて、むしろ積極的に増やさないといけないというシチュエーションもあるっていうときに、もう少しちゃんとそれにふさわしい、何か、考え方っていうのはあってもいいのかなと思いますし、逆にその場合でも、そういう新しい生産拠点を設置していかないといけないというときに、どうしても結局、交通負荷をどうするんだとか市街化区域で責任を持てるのかっていう、都市計画サイドっていうのはいつも後追いの、何かあたふたしなきゃいけないっていう状況について、うまく調整していける仕組みが必要かなというのは一応、そういう御議論かなと思いますし、あとは今回の場合はやはり大規模商業集客施設だということにおいて、周辺市街地へのさまざまな影響が皆さん懸念されるので、こういう議論になってるかなと思いますので、そういう場合については県の方で必要な広域調整のグループを考えた方がよろしいかなというように感じた次第です。御検討いただければと思います。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

はい。ありがとうございます。先ほど会長からも、フレームの出し方の話かと思うんですが、今はこれまでの伸び率といいますか、そういったものを使っているんですが、新たな計算方法ができないのかというところも、これから県としても検討していきたいというように考えております。関係する市町村ですとか、あと国の方とも協議をしながら検討していければと考えております。以上です。

（有田議長）

はい。そのほかよろしいでしょうか。よろしければ、採決の方に移ってよろしいでしょうか。

議第3号でございますが、意見書はないということで、簡易採決ということでよろしいでしょうか。それでは、議第3号について、原案どおり決するに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

（柳沢議長）

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議第3号は、原案どおり決定いたしました。ここで休憩をとりたいと思います。10分休憩ということで、15時42分の再開といたしたいと思います。

《 休 憩 》

（5）調査審議

調査審議第1号 松本都市計画区域区分の変更について

(有田議長)

よろしいでしょうか。それでは再開いたしたいと思います。議事の(5)調査審議へ移りたいと思います。長野県御担当者様から御説明いただいた後で、委員の皆様から御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。それでは、調査審議第1号「松本都市計画区域区分の変更について」、御説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

都市まちづくり課の今吉です。引き続きよろしくお願いいたします。私の方から調査審議第1号松本都市計画区域区分の変更について御説明申し上げます。本調査審議案件は今回御説明をし、御意見をいただきました上で、次回9月に実施予定の都市計画審議会に付議させていただく予定でございます。なお本日は松本市の職員も同席させていただいております。

お手元の資料の調査審議1-2ページをご覧ください。区域区分の変更理由書でございます。今回の区域区分の変更は第7回線引き見直しに伴い、市街化区域への編入を保留していた工業出荷額から算出される工業フレームの一部を和田地区に編入するものです。この市街化区域への編入は、上位計画、関連計画との整合、位置づけが明確であることに加え、本地区は民間事業者による新たな工業団地造成が確実となり、都市計画運用指針に適合した良好な市街地の形成が確実となったことから、新市街地として市街化区域に編入するものです。

続きまして、編入予定地について御説明いたします。4ページの松本都市計画区域区分の変更総括図に一部説明を追記したものをご覧ください。今回の編入予定の松本市和田地区の一部、図面の左下ですが赤枠で示しています。当該地区は、県道松本環状高家線の沿線に位置しており、長野自動車道松本インターチェンジから約6キロの場所にある既存の工業団地に隣接した交通利便性の高い地区でございます。

次に、周辺状況について御説明いたします。5-6ページの計画図をご覧ください。当該地区は、赤枠で囲まれた約6.1ヘクタールの範囲となります。西側を除き、既存工業団地に接した地区で、周辺は流通業務施設や各種工業施設などが立地したエリアとなっております。地区東側には赤線で示したように県道松本環状高家線が位置しております。

次に編入する区域の用途地域の計画状況について御説明いたします。7ページをご覧ください。編入する区域の想定用途図です。用途地域につきましては当該地区を囲うように南側には既存の松本臨空工業団地、東側には新松本工業団地が隣接しており、工業専用地域となっております。また地区の西側は市街化調整区域となっております。区域拡大に伴い、当該地区は民間企業により工業団地が開発されることが予定されており、関係する機関等と調整を図っております。

続いて8ページの航空写真をご覧ください。これは令和4年に撮影されたものです。赤枠で示した編入予定地区を囲うように、西側を除き、既存の工業団地が配置されている状況がご覧いただけるかと思います。また地区の西側に接している道路を挟んで向かい側、地区の西側は農用地区域が広がっております。本地区についても現時点

では農業振興地域の整備に関する法律によって定められた農用地区域となっております。農用地区域を工業団地として開発することはできませんので、本都市計画変更と並行して関東農政局と区域編入の事前調整を行っており、区域区分の変更についてはやむを得ない旨、令和6年10月15日付で合意をいただいております。また地区の南西側にすでに開発されている箇所がありますが、こちらは市街化調整区域でも設置可能な物流拠点及び駐車場が立地しています。

続いて計画の妥当性について御説明いたします。9ページをご覧ください。当該地区は国土交通省で策定しております都市計画運用指針のB区域区分、1市街化区域（3）おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域の新市街地に該当し、新市街地は市街地の発展の動向、当該区域の地形、自然条件及び交通条件を配慮し、かつ都市施設を効果的に配置し、整備することができるよう定めることが望ましいとされています。また次に掲げるような計画的な開発の見通しのある区域を主体として、いたずらに広く定めないことが望ましいとされ、そのうちのcが該当します。cは、民間開発事業者による計画開発事業が、用地取得が確実であること等によりその実施が確実であり、かつ開発計画の内容が関係公共団体と調整を了する等により、都市の健全な発展と宅地の実供給に資するものであると認められる区域とされ、当該地区は民間開発事業者による計画開発事業が実施中であることから、これらに該当します。続いて県の第7回区域区分見直し方針との整合については、（1）市街化調整区域から市街化区域への編入基準（新たな飛地を除く。）の項目の③にすでに工場として開発されている区域及び工場の拡張計画があり、市街化区域として整備することが望ましい区域で、次のいずれにも該当するものの記載があり、こちらの記載のa、bの双方に該当しております。

最後に都市計画の策定の経緯について御説明いたします。10ページをご覧ください。記載はございませんが、令和6年12月27日から令和7年2月7日まで、公聴会のための素案の閲覧を実施いたしましたが、公述の申し出がなかったため公聴会を開催しておりません。2月10日に関東地方整備局と事前協議を開始し3月14日に異存ない旨回答を頂戴しています。4月23日に市への意見聴取を行い、6月中旬から計画案の公告縦覧を開始する予定としております。市の意見聴取会等のうち、冒頭で説明させていただきましたとおり、次回の9月の都市計画審議会に付議させていただく予定でございます。説明は以上でございます。

（有田議長）

御説明ありがとうございました。ただいまの御説明内容について、質疑または御意見等ございましたらお願いいたします。はい。お願いします。

（宮入委員）

度々すみません。宮入ですけれどもお願いします。航空写真とかを拝見しても、周りの道路のかたちからいっても、もともと市街化でもよかったのかなってような感じなんですけれども、あえてお尋ねすると、機が熟していよいよ具体化してきたから入れようというタイミングとお考えになったのか、それとももともと何か特別な事情があつて外していたとか、そういった背景があつたら教えていただきたいなと思いました。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

はい。当地域につきましては、平成 23 年度から始まった新松本工業団地造成の際に整備を検討しましたが、平成 17 年度から 26 年度に実施された中信平域の国営かんがい排水事業の受益地であることから対象外とした区域となっております。令和 5 年 3 月末に国の事業完了から 8 年が経過したということで農振除外の手続きが可能となったため整備を実施するというところでございます。

(宮入委員)

はい分かりました。詳しく教えていただいております。事情はよく分かりましたので進めていただければと思います。ありがとうございました。

(有田議長)

はい。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これ、今航空写真を映していただいて物流拠点及び駐車場と書いてありますが、これはこのまま、今も物流拠点っていうことですね。この場所。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

ええ、現時点で整備が終わって物流拠点となっております。

(有田議長)

それから変更理由書の中に工業団地造成が予定されているということで、事業者さんと松本市さんの方で基本協定を締結済みっていうことを書いてありますが、これいつ頃に決定されたのですか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

令和 5 年 12 月に協定が結ばれております。

(有田議長)

そういう意味では事業者さんは早く進めたいという感じですかね。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

はい、そのとおりでございます。

(有田議長)

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今日は調査審議ということで、また次回になるかと思いますが。とりあえず、この案件は以上ということでよろしいでしょうか。

調査審議第 2 号 第 8 回区域区分見直し方針案について

(有田議長)

次に、調査審議第2号の「第8回区域区分見直し方針案について」、御説明をお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課今吉です。引き続きよろしくお願いいたします。調査審議第2号、第8回区域区分見直し方針案について御説明を申し上げます。こちらは前回の都市計画審議会において御説明させていただいた際に、委員より重要な部分なのでもう一度審議会において審議すべきとの御意見をいただきましたので、再度御説明させていただくものでございます。委員の改選等もございましたので、前回と重複する内容もございましたが、改めて説明をさせていただきたいと思います。また内容につきましては、昨年度有田会長にも座長として参加していただきました有識者会議を開催し、審議をいただいたものとなっております。その後関係市町に意見聴取を行いました。内容修正が必要な御意見はなかったことから、記載内容は前回と同じものとなっております。

また資料の構成であります。左側が第7回の区域区分見直し方針で、右側が今回の第8回区域区分見直し方針案としております。赤字で示した箇所が今回の変更箇所となっております。右端に根拠やコメントを記載しております。

それではお手元の資料の調査審議2-11ページをご覧ください。第8回区域区分見直し方針案では、今後、区域区分を見直す際の基本方針と見直し基準についての、大きく分けて2つの内容について記載しております。基本方針には区域区分の見直しの基本的考え方や留意すべき点などについて記載をしております。見直し基準については、編入する際の条件などを記載しており、より具体的な内容について記載をして行っております。そのため都市計画運用指針の考え方に合致し、かつ区域区分見直し方針に記載の内容の双方に合致するものについて、区域区分の見直しを行っていくものとなります。

今回、第7回の見直し方針から第8回の見直し方針への更新にあたり、大きく2つの内容を加えております。1つ目は、立地適正化計画の居住誘導区域と市街化区域の関係について、2つ目は、市街化区域から市街化調整区域への編入、逆線引きでございます。これらについて別の資料にて御説明させていただきます。

調査審議の18ページをご覧ください。こちらは国土交通省の資料に一部加筆したものでございます。まず立地適正化計画について少し御説明させていただきます。都市計画区域が指定されている市町村において、線引き都市は市街化区域内、非線引き都市は都市計画区域内の範囲に居住を誘導する区域と、都市機能を誘導する区域、防災に対する指針を定めることができる計画で、これらを行うことで人口密度を維持し、持続可能な都市構造への転換、コンパクトプラスネットワークを推進していこうとするものです。線引き都市における優先的に市街化を図るべき区域である市街化区域と立地適正化計画の居住を誘導する区域は、趣旨としてかなり近いものであると言えます。図では青破線内の薄いオレンジ色の範囲が市街化区域であり、さらにその中の黒破線内が居住誘導区域です。居住誘導区域は人々の居住を誘導する区域であるため、工業地域などは含みません。そのため市街化区域内の居住誘導区域外については、基本的には工業地域や人口密度の比較的低い地域

が該当することになると考えられ、長期的にはこれらの考え方を整合させていくことが必要であると考えています。よって 11 ページの、1 基本方針の（2）で、住宅地の供給を目的とした市街化区域の拡大については必要最小限とする、とありますが、その後立地適正化計画の居住誘導区域との適切な関係について留意することの文言を追記いたしました。

次に 2 点目の市街化区域から市街化調整区域への編入についても似たような内容となりますが、今後人口減少化の時代においては市街化区域の線を居住誘導区域の線に合わせしていく、市街化区域を小さくしていく逆線引きということも検討していかなければならない課題として認識しております。これは 18 ページの図では左下のような状況で、逆線引きの対象となる場所は、開発が行われていない箇所や、比較的人口密度の低い箇所、その他災害の危険性が高い区域などが想定されます。このような状況が生じた場合を想定し、12 ページの基本方針の項目に、人口減少により市街化区域内の人口密度の低下が見込まれる地域については、各都市における立地適正化計画の内容も踏まえつつ、市街化区域を市街化調整区域に編入することも検討する。なお住民等の合意形成が困難な場合には、適切な用途地域への見直しや居住調整地域の設定なども考えられる、との記載を追加しております。こちらの文章は都市計画運用指針より引用させていただいておりますが、居住調整地域とは、市街化区域内等において住宅地化を抑制するために定める地域地区です。逆線引きを行う過程で、すぐに市街化調整区域とすることが困難な場合などに段階的に進める手法の一例として記載させていただいております。

またこれに関連して、見直し基準の 15 ページ（3）の市街化区域から市街化調整区域への編入を検討する区域の基準として、項目④の市街化区域において、立地適正化計画における居住誘導区域に含まれない区域（工業系用途を除く）との記載を追記いたしました。これは先ほどの居住誘導区域と市街化区域との適切な関係にもつながる内容となっております。

また、項目②について、これまでは市街化区域内の現に市街化していない区域においてとしておりましたが、できる限り安全な場所に居住を誘導していくべきという考えからこちらの記載を修正し、市街化されている区域においても逆線引きについて検討可能なものとさせていただいております。そのほかの修正はおおむね時点更新や表記の明確化などが主であるため説明は割愛させていただきます。

最後に今後の予定ですが、本審議会にて説明させていただきました区域区分の見直し方針案について線引き市町と再確認をした後、今年度方針を確定させます。この方針をもとに令和 7 年度に区域区分定期見直しの都市計画の素案を作成していき、必要に応じて報告を行わせていただきます。そのうち案が完成した段階で、令和 8 年度以降となりますが、本都市計画審議会にて付議をさせていただきます。説明は以上でございます。

（有田議長）

ありがとうございました。ただいま御説明いただいた内容について、質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。はい、お願いします。

（細田委員）

細田と申します。よろしくお願いします。ちょっと質問というか、基本方針の中にあえて逆線引きの項目を書いて方針として定めていこうということなんですけれども、実際問題、逆線引きをするというのはかなりハードルが高いといえますか、1回市街化区域になっているところをそうではなくするっていうのは、当然土地評価も含めていろんな影響が出てくるので、実際そこで住まわれている方や生活されている方の理解を得るというのは非常に厳しいかなと思うんですが、実際この第8回目の定例で見直すときに、具体的にもそういったことが必要であろうというエリアが、もう見えているのかどうかということと、あと実際そういうことをやろうとしたときに、定例のこの区域区分の見直しにあわせてどのようなかたちで地元との合意形成も含めて進めていこうというふうに考えられているのか、ちょっと教えていただければと思います。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

はい。今回の見直しの中に、具体的に逆線引きをやろうとしているところはございません。あくまで選択肢の一つとして、今後人口減少時代になる中でこういったことも検討していく必要があるのかなということで、記載をさせていただいております。ですので、どのように合意形成を図っていくかっていうところも、実際まだ具体的に想定してはおりませんが、先ほども御説明しましたが、いきなり逆線引きして市街化区域から市街化調整区域にすると、これまでの環境からがらっとやっぱり変わってしまう可能性もあるので、手法の一つとしては居住調整地域ですとか調整区域の中の地区計画とかですね、ことによって徐々に段階的にしていくっていうことが必要なのかなというように考えております。以上です。

（細田委員）

ありがとうございました。

（有田議長）

ほかはいかがでしょうか。お願いします。

（藤井委員）

すみません、先ほどの質問と関連してなんですけれども、段階的に見直す際に居住調整地域の設定なども考えるということで、すみません、ちょっと不勉強で教えていただければと思うんですが、仮に居住調整地域の設定などをするといった場合は、その見直しの市街化区域を市街化調整区域に編入する場合、同様の何か合意形成みたいなのをする必要はあるのか、する必要がないとしても何かそういうところの住民との話し合いみたいなものを設けていく方針なのかっていうところを教えていただければと思います。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

はい。居住調整地域を設定するにおいても、そこに住んでいる方がいらっしゃるのだからそういった方の御意見というか、合意形成は当然図っていかなくちゃいけないというように考えておりますので、いずれにしろ居住調整区域を張るということは新たな宅地化を

促進しないということですので、そういった御理解を得ながら進めていく必要があるというように考えております。

(藤井委員)

特に必ずしもその調整が必要というような構成にはなっていないってことですかね。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

必ずしも必要というかたちにはなっていないですが、通常の都市計画でいきますと、やはり住民の意見を聞きながらやっていくというところが大前提でありますので必要になるかと思います。

(藤井委員)

ありがとうございます。

(有田議長)

いかがですか。

(池森委員)

すみません。池森です。今回都市計画区域内の話なんですけども、かねてからいわゆる白地地域の問題がどうしても出てくると思っていて。是非その白地地域も含めた議論ができないのかなっていうように思っているんですけども。やっぱり調整区域で規制をかけたとしてもその周辺に住宅がどんどんできていくところがあるので、その、法改正みたいのがあるのかっていう。知らない部分、私不勉強で分からないんですが、あったとしたらそれがそういう計画があるのかと、あと、もし議論をするのであれば白地も含めて、効力がないにせよ、この審議会の意見としてまとめていただきたいなというふうに思います。

(有田議長)

いかがでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

はい。白地地域も含めて考えていかなきゃいけないという話ですが、確かに線引き都市に隣接して白地のある都市が当然ございますので、県としましてはできるだけ、当然今個々の区域、都市計画になっているんですが、少し広い範囲で広域的に考えていくことが必要ではなかろうかということを、今、圏域、もっと広い視野で見てマスタープラン等も作ることで今取り組んでいるところでございます。線引き都市だけでなく、白地、周辺の土地利用も含めたかたちで検討していきたいというように考えております。

(池森委員)

はい。是非、コンパクトシティを目指していながら、何かちょっと変な形態になって

いると感じているのでそのあたり是非お願いしたいところです。お願いします。

(有田議長)

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと私からお尋ねしたいのですが、この方針案、これからまだ関係市町との調整ってというのは、まだ調整の手続きとか内容とかが残っているとかでしたっけ。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

今日御意見をいただきまして特に修正がなければ、このかたちで方針を決定しまして区域区分の見直しに入っていきたいというように考えております。

(有田議長)

これは方針ということでもいいと思うのですが、実際のところはやっぱり区域区分は県決定だし、立適は市の方で考えなきゃいけないということで、市の方でも立適の考え方はいろいろそれぞれユニークなところがあるというかばらつきもあるので、なかなか調整は難しいと思うんですけど、これからその調整をするに当たってまた個別にいろいろ課題が出てきたときに、どういうかたちで論点等を整理されていくといいなって思われていますか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

今回、立適と市街化区域の線を、適切な関係ということで追加しているんですが、実際今、線があってないんですが、将来的には一致させていく方がいいんじゃないかということで関係する市町さんとは意見交換をしているところです。どういう形で将来やっていくかというところは一緒に考えていきたいなという考えを持っております。

(有田議長)

このあたり、いろんな他県でもそれぞれの課題を抱えているところもあるかと思いますが例えば関東地整とか、そういうところで何か意見交換とか何か情報を共有するチャンスってというのはあるものなんでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

関東地整さんともですね、連絡とかもお伺いして、いろいろ御意見もいただいているところです。是非他県の状況とかもお聞きしながら進めていければと思っております。

(有田議長)

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(6) その他 長野県景観計画の見直しについて

(有田議長)

それでは次に議事の（６）その他へ移りたいと思います。長野県景観計画の見直しについて説明をお願いいたします。

（事務局：都市・まちづくり課 三宅課長補佐）

都市まちづくり課の三宅と申します。よろしくお願いいたします。私の方から、景観育成計画の見直しについてということで説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

本日の資料の、その他資料集をご覧くださいと思います。この長野県景観育成計画の改定につきましては昨年度の都市計画審議会でも進捗状況を説明させていただきましたが、令和５年度から着手しました改定作業もいよいよ大詰めを迎えておりまして、次回の９月の審議会で改めて諮問させていただく予定でございます。

改定作業で、現在素々案がまとまりましたので、今回の審議会では一部昨年と重複する部分もありますけれども、改定の概要につきまして説明をさせていただければと思います。

それでは資料の１ページをご覧ください。左上１の長野県景観育成計画の見直しに至った経緯でございます。景観法では、良好な景観の形成に関する政策の実施は基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされておりまして、当県でも景観行政団体への移行が進んでおります。県内は現在２９の市町村、県土の面積でいきますと５０％程度が景観行政団体に移行しておりまして、それぞれ主体的に景観行政を担っているところでございます。市町村それぞれの景観育成の取り組みが進む一方で、景観行政団体が連携した景観育成の視点が弱く、広域的な景観育成が課題となっております。左上の写真は、下諏訪町からの眺望ですけれども、諏訪湖を挟んだ対岸に諏訪市がありまして、その奥には山の稜線、さらにその奥には富士山が見えております。下諏訪から見るこの眺望は、諏訪市で建設される建築物の誘導がどうしても必要になってくるということで広域的な景観育成が必要だという、分かりやすい事例となります。現行計画では市町村などの行政界を超えた、こうした広域的な景観についての対応が難しいという課題が生じておりました。また併せまして、少子高齢化の進行によりまして、地域の景観育成の担い手が減少していること、またインバウンド需要の高まりにより社会状況の変化等への対応も必要となっております、多様な主体と連携して景観を磨き上げて、エリアの価値を高めていくことも必要だということになっております。

こうした背景を機に、令和５年度から景観育成計画の見直しに取り組んできたところでございます。資料右側の２でございますが、こうした課題に対応するため景観行政団体を含めて、市町村と県が同じ方向を向いて景観育成に取り組めるよう長野県景観育成ビジョンというものを新たに策定し、景観育成の全県の方針として位置付けていく考えでございます。またビジョンの策定に当たりましては、県内を景観の特性によりまして１２区域の広域景観エリアに区分しまして、各地域の個性を反映した景観育成を図っていくことを目指しております。昨年度にはこの広域景観エリアごと、各地域で大切にしたい景観、そうしたものについて、全市町村と意見交換を実施してまいりました。ビジョン策定後は、この景観エリアごとに広域景観協議調整の場として、市町村と県を構成員とします広域景観エリア協議会を設立していくこととしております。

資料の左下、景観育成ビジョンに基づいた市町村と県の協働による景観形成の取り組みでございますが大きく2つございます。まず1つ目は良好な眺望景観を保全するための広域景観アセスメント制度の創設でございます。これは広域景観エリア協議会において、複数の市町村にまたがるような、そうした広域景観を有するビューポイントを特別眺望点として指定をしまして、その眺望範囲内で行われる大規模な工事に対しまして住民説明や計画書の作成、そうしたやり取り、公表を通じまして、良好な眺望が得られ守られるように事前に調整していくことを考えております。2つ目としては右下の②でございますが、重点的に広域景観の育成に取り組む重点地域を指定しまして、届け出が必要となる基準を一般の地域よりも小さく設定をしまして、きめ細かく誘導していくと。その一方で地域の特性をより一層高める、伸長するため、積極的な景観誘導政策の展開も検討しているところでございます。この重点地域には、現在資料右下、黄緑色の4地域を指定しているところですが、新たに赤色の地域を指定していきたいと考えております。

いずれは12区域で設定する各広域景観エリアに重点地域を指定していこうと考えておりますが、景観行政団体が無いなど景観法の取り組みが弱いエリアですとか、大規模な公共施設整備が予定されているエリア、そうしたエリアを先行して順次重点地域に指定していくことを検討しておりまして、今年度は木曽地域の指定に向けて検討を進めていく予定でございます。

資料の2ページをご覧ください。4の記載は、広域景観エリア協議会における市町村と県の役割を整理した整理したもの、それから広域景観アセスメントにかかる手続きの概要を記載したものととなります。広域景観アセスメント制度の運用や特別眺望点の指定、そうした検討などは市町村と県が連携をしまして、広域景観エリア協議会として実施をしてまいります。中ほどの枠線で囲まれたステップは、特別眺望点の指定と、アセスメントの手続きについて、それぞれの主体の関わり方を想定したフローとなっております。右側の5、重点地域の設定を進めるエリアの考え方につきましては先ほど説明したとおりで、今回新たに追加を検討してきたエリアの考え方を整理したものでございます。景観法の取り組みが弱いエリア、今後大規模な公共整備が予定されているエリアを先行して検討してきたものとなります。

最後に6、令和7年度のスケジュールでございます。今進めている見直しは、全体としては令和8年4月の施行を目指して進めております。見直しにかかる項目ごとに今年度のスケジュールを記載しておりますが、景観育成ビジョン、景観計画、景観アセスメント制度の検討、こうしたものにつきましては、この6月から7月に市町村への説明ですとか意見交換を行いまして、8月に実施しますパブリックコメントを経て改定案を固めまして次回9月の都市計画審議会、また景観審議会にお諮りした上で決定、公布していきたいと考えております。

景観アセスメント制度の創設などに伴い必要となります長野県景観条例の改正につきましては11月議会への上程を目指して議決次第公布していきたいと考えております。

資料の2枚目、3枚目につきましては、今の景観育成ビジョンとそれからそれに伴う景観計画、それぞれの概要版を参考資料としておつけいたしました。この内容で市町村への説明、意見交換を行ってまいりたいと考えております。こちらからの説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

(有田議長)

御説明ありがとうございました。これは状況の御報告ということでございますが、何か皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。はいどうぞ。

(酒井委員)

酒井です。質問をお願いします。資料を丁寧に説明していただいてよく分かったと思うんですけど、この仕組みとして景観行政団体が連携した視点が弱いからそれぞれ同士がやって欲しいっていう意味合いの雰囲気のところと、そもそも景観行政団体に移行できない、何が問題なのか分からないんですけど、そういうところがあるのでそういうことに関しては県の方から先導できるような仕組みのためについてというのが書いてあると思うんですけど、移行していない市町村を移行させるようなことをするのか、それともしなくても県の方でやるから大丈夫っていうふうな話なのか、ちょっと分かりにくかったので教えてください。

(事務局：都市・まちづくり課 三宅課長補佐)

はい、ありがとうございます。県としての基本的なスタンスなんですけども、これは景観法の運用指針というのがありまして、そこに書かれていますように、基本的に景観の形成というのは地域の特性を生かしていくものなので、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うのが望ましい。これは県としてもその考えであります。ただ、市町村、小さな、特に町村においては、職員の数としても足りていないというような実情もあったりですね、いろんな業務を抱えているところもありまして、さまざまな事情から景観行政団体に移行できない市町村もございます。そうしたところについては、今も景観行政団体以外の市町村につきましては、県が景観行政団体となって、景観の実務を行っているところでございます。当然県がやっているところと、それぞれの景観行政団体が景観行政を担っているところ、バラバラになってしまうと、市町村ごとで完結してしまうところもあるものですから、そうしたところについては広域的な観点で今回アセスメント制度を創設をしまして、きちんと誘導していきたいというふうに考えているところでございます。

(酒井委員)

はい、ありがとうございます。よく分かりました。

(有田議長)

はい。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大変貴重で重要な取り組みだなど大変心強く思いますが、この手の長距離の眺望景観、いろんな県で取り組まれていると思うんですけども、この池の、こちらがどうかとか、よく、こういう広域じゃないんですけど、天守閣の眺望とかいろんなタイプがあると思うんですけど。やはり広く地域の価値を上げるとか、眺望点にいる方にとっては、ある受益があるんですけども、その規制の受忍側というのはその受益者とは必ず当然一致しないわけですし、その規制の受忍の人っていうのは特定の角度のピンポイントの人が当たっ

ちゃうっていうのがあって。そういう意味でそういった規制を受忍する方にどう何か、返してあげるのかっていうのは現場では論点かもしれないなというふうに。個人的な感想でございます。

はい。ほか、よろしいでしょうか。

(有田議長)

そうしましたらこれで本日予定していた議事は終了いたしますが、委員の皆様から何かございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、以上で議事はすべて終了といたします。御協力を賜り、ありがとうございました。

6 その他

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

本日は長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。次回の審議会は、本日お配りしました当日配布資料 13 ページのとおり、令和 7 年 9 月上旬で予定しております。先の日程で誠に恐縮ですが、委員の皆様には本日お帰りの際、または 6 月 13 日金曜日までに事務局へ御都合をお知らせくださるようお願いをいたします。

7 閉会

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

それでは以上をもちまして、第 224 回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。